

【重要】少額の物品購入や委託契約等の電子化について

令和6年4月から横浜市の少額の物品購入や委託契約等において、書類收受にかかる事務の効率化や移動・郵送コストの削減など事業者・本市双方の利便性を図るため、見積書・請書の提出を電子化させる少額随意契約システム(以下、システムという。)を導入します。

つきましては、システム導入に伴い変更となる手続きや留意事項等についてお知らせしますので、御確認いただき、御対応いただきますようお願いいたします。

1 システムの利用開始日等について

(1) 利用開始日

令和6年4月1日(月)

(2) 対象契約

少額随意契約(横浜市*から見積の依頼を受けて紙媒体又は電子メール(PDF)で見積提出を行っている少額の物品購入や委託契約など)

※「横浜市」には区役所、学校、事務所などを含んだ全区局を指します。

(3) 操作方法

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」にマニュアルを掲載していますので御参照ください。

URL：

https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/denshi/syogakuzuike_manual.pdf

2 手続きの主な変更点等について

手続きの主な変更点等は次の通りです。(詳細については、マニュアルも必ず御確認ください。)

【注意】システムのログインには、有資格者名簿登録時に横浜市から電子メールで送付した、入札参加資格審査結果通知書に記載のユーザーIDとパスワードを使用します。

【手続きの流れ】 市：横浜市(区役所、学校、事務所等含む全区局)

	これから(令和6年4月1日～)	今まで(～令和6年3月31日)
①見積りの依頼 【市 ⇒ 事業者】	電子メールアドレス※宛に見積依頼のメールを送付	紙、電子メール、FAX等を利用して見積を依頼
②見積書の提出 【事業者 ⇒ 市】	システムにログインして、内容を確認し <u>見積金額(総額・税抜き)を入力</u> (システムが使用できない場合には、従来どおり、紙、電子メールを利用して提出可)	紙、電子メール、FAXを利用して見積書を提出
③見積結果の連絡 【市 ⇒ 事業者】	電子メールアドレス※宛にお知らせメールを送付	電話等で連絡
④請書の提出 【事業者 ⇒ 市】	システムにログインして、PDFファイルをアップロードして提出 (システムが使用できない場合には、従来どおり、紙、電子メールを利用して提出可)	紙、電子メールを利用して請書を提出
⑤請求 【事業者 ⇒ 市】	紙、電子メール等を利用して請求書を提出(請求委任・受領委任がある場合は押印省略ができないため、電子メールでの提出はできません。)	紙、電子メール等を利用して請求書を提出

※有資格者名簿に登録された電子メールアドレス

Q1：システムを利用するための事前の準備は必要ですか。

A1：システムにログインできる環境（パソコン、インターネット環境等）があれば特別な準備は不要です。ログインには、入札参加資格審査結果通知書によりお知らせした、ユーザーIDとパスワードを使用します。「入札参加資格審査結果通知書」受領後にパスワードを変更された方は、通知書に記載されているパスワードではなく、御自身で変更されたパスワードを使用してください。

Q2：ユーザーIDとパスワードがわからなくなった場合はどうしたらよいですか。

A2：ヘルプデスクにお問合せください。

Q3：どこからシステムにログインしますか。

A3：令和6年4月1日以降、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」トップページの「電子入札」をクリックすると、「少額随意契約システムログイン」ボタンが表示されます。ボタンをクリックすると、システムにログインする画面が表示されます。

URL：

http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/denshi/denshi_menu/nyuusatsu.html

横浜市
横浜港 → ヨコハマ・入札のとびら → 横浜市電子入札システム

電子入札システム

お知らせ

- 横浜市電子入札システムでInternet Explorerが利用できなくなります（令和5年9月15日）
- 「Windows 8.1における電子入札システム稼働環境」の適用除外について（令和5年1月11日）
- 「Windows 11における電子入札システム稼働環境」の適用開始について（令和4年12月19日）
- 電子入札システム(次期ブラウザ)のパソコン設定について（令和4年4月19日）

電子入札システム

システムを利用するための準備等
ICカードが必要です。

- 横浜市電子入札システムの設定手順等
- 電子入札に必要な準備
- 接続確認したコアシステム対応認証局

電子入札システム
ログイン

少額随意契約システム

※4月1日(月) 利用開始

システムを利用するための準備等
ICカードは不要です。

資格確認結果通知でお知らせしているID・パスワードで、ログインしてください。

少額随意契約システム
ログイン

ここをクリック
※4月1日(月)
利用開始

Q4：システムの操作方法がわからないが、どうすればよいですか。

A4：まずは1（3）に記載している操作方法のマニュアルを御確認ください。操作時に御不明な点があれば、ヘルプデスクにお問合せください。

Q5：パソコンがなく、スマートフォンで操作はできますか。従来どおり、紙の使用はできますか。

A5：スマートフォンでの操作は動作保証外となります。パソコンが使用できない場合には、従来どおり、見積書や請書を紙媒体や電子メール（PDF）で御提出いただけます。

【お問合せ先】 財政局契約部電子入札ヘルプデスク

045-662-7992

開設時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）